

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 6 年 1 月 4 日 (木)
発表事項 (タイトル)	介護保険被保険者証の誤送付について
要旨・経緯	<p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年12月21日に要介護認定・要支援認定の決定に伴い介護保険被保険者証を19名の方に発送しました。・そのうち2名の方の郵便物が入れ違いになり、誤送付が発生しましたので次のとおり報告するものです。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年12月25日(月)午前9時頃、A氏の配偶者から、介護保険被保険者証が誤送されているとの電話連絡が介護保険課にありました。・内容は、同封の介護保険被保険者証が同姓の別人(B氏)のものであり、取りに来てほしいというものです。・同日午前9時10分頃、A氏の自宅に通知書及びB氏の介護保険被保険者証を取りに行き、謝罪の上帰庁し、午前9時50分頃、通知書及び正しい介護保険被保険者証をA氏の自宅に届けました。・午前9時頃、B氏の入所する施設に連絡したところ、郵便物のご家族が管理しているが、施設がご家族の連絡先を教えることはできないので、施設からご家族に連絡を取り、市に連絡してもらおうよう依頼しました。・令和5年12月27日(水)にB氏のご家族から連絡をいただき、謝罪するとともに、令和5年12月28日(木)にご自宅にうかがい、謝罪の上、誤った介護保険被保険者証を受け取り、正しい介護保険被保険者証をお渡ししました。・なお、流出した個人情報(氏名、生年月日、住所、性別、要介護度、認定年月日、認定の有効期間、区分支給限度期間)となります。 <p>【再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請関係については、担当者と確認者の確認表を作成し、確認印を押印して管理していたところですが、本業務においてはダブルチェックをしているものの、確認表まで作成していなかったことから、今後は確認表をもって管理するとともに、ダブルチェックの徹底を図ります。・このような事態を発生させましたことを深く反省し、今後このような事案が発生しないよう、再発防止と信頼回復に向け、更なる業務スキル向上、情報共有徹底と職員の規範意識の向上に取り組んでまいります。
広報ポイント	介護保険被保険者証の誤送付についての原因と今後の対応策
添付資料	
担当課	阪南市 健康福祉部介護保険課 担当：中、榎谷 TEL 072-471-5678 (内線2485、2479) FAX 072-473-3504